

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

## 目 次

	ページ
1 令和2年度内部統制評価報告書及び審査意見書の提出について……………	1
2 「かながわICT・データ利活用推進戦略（仮称）（案）」について……………	4
3 「第三セクター等指導調整指針」の改正（案）について……………	6
4 神奈川県住宅供給公社の自立した第三セクターへの移行について……………	10
5 不動産取得税の課税誤りに伴う悉皆調査の結果について……………	12
6 神奈川県公共施設等総合管理計画の改訂（素案）について……………	14

参考資料1 かながわICT・データ利活用推進戦略（仮称）（案）

参考資料2 神奈川県公共施設等総合管理計画（素案）

## 1 令和2年度内部統制評価報告書及び審査意見書の提出について

令和2年度内部統制評価報告書及び監査委員から提出された審査意見書を議会に提出した。その概要及び今後の対応について報告する。

### (1) 内部統制制度の概要等

本県では、地方自治法に基づき、令和2年4月から内部統制制度を導入しており、内部統制の基本方針を定め、財務等に関する事務を対象に、不祥事防止に取り組んでいる。

内部統制評価報告書は、毎年度、監査委員による意見書を付して議会に提出することとされており、令和3年11月25日、令和2年度を評価対象期間とする報告書を議会に提出した。

### (2) 令和2年度内部統制評価報告書の概要

#### ア 評価手続

- ・ 令和3年3月31日を評価基準日として、財務等に関する事務について評価を実施した。
- ・ 評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症への全庁対応を考慮し、自己評価の報告を行う所属を政策局、総務局及び会計局の本庁所属に限定し、それ以外の各所属については、内部統制におけるリスク対応策の実施に留めた。

#### イ 評価結果

「条例等の誤り」の項目において、神奈川県県税条例の一部を改正する条例に改正誤りがあり、これを運用上の重大な不備と認め、令和2年度における本県の内部統制は有効に運用されていなかった、と判断した。

#### ウ 不備の是正に関する事項

条例改正の誤りを把握後、誤りを是正するための条例案について議会の議決を経た結果、適切な状況を回復した。今後は、条例改正の内容の確認を徹底するとともに、複雑な税法令等の解釈に関しては、他都道府県との情報交換を行うなど、外部の視点を取り入れ、再発防止に取り組んでいく。

### (3) 監査委員による審査意見書の概要

令和2年度内部統制評価報告書について、「審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事

務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる」とされた。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への全庁対応を考慮し、自己評価の報告を行う所属を政策局、総務局及び会計局の本庁所属 29 所属に限定し、残りの 181 所属からは自己評価の報告を求めない」としたことについて、「このような対応が内部統制の評価に及ぼす影響について十分には把握していなかった」とされた。
- ・ 「このように大多数の所属を除外して」評価を「実施することは、その評価に重大な影響を及ぼすもので、評価手続に著しく不十分な点がある」と認められることから、内部統制の整備上の重大な不備に該当するものである」とされた。
- ・ 「さらに、その結果、内部統制の評価が適切に行えず、その評価報告が十全に実施できなかつたと認められることから、内部統制の運用上の重大な不備に該当するものである」とされた。
- ・ 上記のほか、監査委員がその他の監査等で把握した内部統制の重大な不備が 15 項目列挙されている。

#### (4) 監査委員の意見にかかる県の受けとめ

自己評価の報告を行う所属の限定を決定した背景や、県の認識等は以下のとおりである。

##### ア 背景等

- ・ 令和 2 年度の内部統制に関する検討を行った令和 2 年 12 月は、新型コロナウイルス感染症は第 3 波と言われる感染拡大傾向が顕著となっていた。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」では、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組みなどの業務に注力することとしていた。
- ・ 全庁コロナ・シフトにより、新型コロナウイルス感染症の関係業務を担い、激務に当たる職員の健康状態への目配りをしながら業務を遂行する所属はもとより、所管業務を担う傍ら応援職員を送り出す各所属の負担が増大していた。
- ・ 一方で、新型コロナウイルス感染症にかかる事務だけでなく、各所属における内部統制の自己評価に係る事務はこれまでに経験がなく、予測も困難であったことから、事務量等の傾向を計りかねていた。
- ・ 内部統制に関する国のガイドラインでは、「やむを得ない事情によ

り、内部統制の一部について十分な手続を実施できない場合には、当該事実が及ぼす影響を十分に把握した上で、実施できなかった範囲を除外して内部統制の有効性を評価することができる」とされている。

#### イ 所属の限定にかかる県の認識

- ・ 国のガイドラインにより、新型コロナウイルス感染症対策に注力することを「やむを得ない事情」として、対象所属を限定することは可能であると考えた。
- ・ 内部統制の対象事務を所管する全局（本庁所属に限る）を報告対象所属としたこと、報告対象外の所属についても、他の検査や調整等の内部統制とは別の取組みを利用して内部統制に関係する情報を共有する等、実効性を高めることにより、評価に及ぼす影響を最小限に抑えることができると考えた。

#### ウ 対応

このたびの監査委員からの意見を真摯に受け止め、地方自治法に定められた内部統制の重要性を改めて鑑み、令和3年度は、自己評価の報告対象を全所属とする。

#### (5) 今後の対応

議会閉会后、令和2年度内部統制評価報告書及び監査委員からの審査意見を公表する。

また、今後、監査委員との調整を重ね、内部統制制度の適切かつ円滑な運用に努めていく。

## 2 「かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略（仮称）（案）」について

### (1) 趣旨

コロナ禍において顕在化したデジタル化の遅れという新たな状況に対応するためには、「かながわ I C T ・ データ利活用推進計画」（以下「計画」という。）をさらに効果的に推進し、D X の加速化を図るための方策が必要となったことから、計画を補完し、県庁全体で幹部職員を筆頭に職員一人ひとりが本県のD X の方向性を共有し、主体的に取り組むための方策として、「かながわ I C T ・ データ利活用推進戦略（仮称）（案）」（以下「戦略」という。）を策定することとした。

### (2) 概要

#### ア 戦略の基本的な考え方

戦略は、計画を補完し、これを着実かつ効果的に推進するものであることから、既に計画の中で、効果的かつ着実に推進していくために留意することとしている4つの視点（「最新の I C T の利活用」、「サービスデザイン思考の導入」、「デジタルデバイドの防止」及び「情報セキュリティの確保」）に加え、コロナ禍を契機として改めて重視すべきと考える「幅広いデータの利活用」、「デジタル人材の確保・育成」及び「市町村連携・支援」の3つを加えた7つを戦略として位置付けることとする。

#### イ 戦略の構成

##### (ア) 戦略1 最新の I C T の利活用

- a 最新の I C T や活用事例の情報収集
- b 最新の I C T を活用した課題解決の調査、検討及び提案
- c 最新の I C T の検証、評価及び導入
- d 最新の I C T の活用による行政リソースの有効活用

##### (イ) 戦略2 サービスデザイン思考の導入

- a 県民が親しみやすい行政サービスの提供
- b オープンなサービス設計
- c 一人ひとりに合わせた行政サービスの提供

##### (ウ) 戦略3 デジタルデバイドの防止

- a デジタルデバイドの解消
- b ウェブアクセシビリティの向上
- c デジタルデバイス対策状況チェック体制の整備

(I) **戦略4 情報セキュリティの確保**

- a 県民向けのセキュリティセミナー等の開催
- b 情報セキュリティポリシー遵守への取組
- c 全庁の情報セキュリティ基盤の見直しによるセキュリティ確保と利便性向上

(ロ) **戦略5 幅広いデータの利活用**

- a データ統合連携基盤の構築・活用
- b E B P Mの推進
- c データ利活用方針の改訂
- d データ流通・利活用ルールの整備

(カ) **戦略6 デジタル人材の確保・育成**

- a デジタル関係の専門的な素養を持つ人材の確保
- b デジタル人材の育成に係る方針の作成
- c D X推進に必要な知識習得機会の提供
- d 職員のデジタル活用力の向上

(キ) **戦略7 市町村支援・連携**

- a 市町村との新たな意見交換等の場の設置
- b 市町村への共同の情報セキュリティ環境の提供と連携した緊急時対応
- c 県・市町村間の協議会による共同システムの活用
- d オープンデータの取組支援

(3) **期間**

令和3年度～4年度

(4) **今後の予定**

令和3年12月下旬に開催するデジタル戦略本部会議において策定したのち、公表する予定。

### 3 「第三セクター等指導調整指針」の改正（案）について

#### (1) 概要

県が主体的に設立した第三セクターは、県主導第三セクターと自立した第三セクター※に区分し、「第三セクター等指導調整指針」に基づき指導調整を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により自立した第三セクターの経営が急激に悪化した事案が生じたことから、経済状況の急激な変化等にも適切に対応するため、所要の改正を行う。

※ 県から財政的支援、人的支援、その他の支援（債務保証、損失補償）を受けることなく事業を展開することが可能な法人で自立した第三セクターと認定された法人。

#### (2) 改正の内容

##### ア 経営悪化状態にあると整理する基準等の見直し

##### (7) 法人の所管局長が経営悪化状態にあると判断する基準

a 累積損失が資本金の1/2を超える場合

b 各年度の事業計画又は経営改善計画を超える単年度損失を、2期連続計上した場合

##### (4) 行政改革推進本部の審議を経て、総務局長が経営悪化状態にある法人と指定する基準の具体的例示の追加

a 単年度で巨額な単年度損失を計上又は計上見込みであるなど法人の経営が急激に悪化し、改善の見込みがない場合

b 災害等の予測できない事象により主たる事業のための施設等が大きく損壊するなどして、巨額の単年度損失が予測され、改善の見込みがない場合

##### イ 自立した第三セクターの経営悪化時の対応の見直し

経営悪化時の対応について、自立した第三セクターはこれまで「適宜、適用する」と記載していた別表の記述を削除する。

#### (3) 今後の予定

令和4年1月 かながわ県民意見反映手続（パブリック・コメント）

3月 「第三セクター等指導調整指針」改正





改正案	現行
<p>についての公平性及び透明性を確保する観点から、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）等の法的整理を視野に入れた検討を行うこと。</p> <p>(イ) <u>県としての必要性が低い場合</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">法人の債権者等関係者との役割分担を明確にしつつ、「5 (1) 「第三セクター以外の法人への移行等」に向けた取組及び (2) 「法人の廃止」に向けた取組 イ・ウ」の手続きを進めること。</p> <p>さらに、法人の清算については、その手続きについて責任分担の透明性の確保等の観点から、法的手続き（破産、特別清算）の活用を視野に入れ早急に対応方策を検討すること。</p> <p><b>ウ 推進本部における検討</b></p> <p>所管局長は、上記の取組の状況（経営の状況、改善措置の内容、指導の状況等を含む。）を総務局長に報告すること。総務局長は、必要に応じて、事業の存廃を含む法人のあり方等を検討するため、<u>推進本部に諮ること。</u></p> <p><b>エ～オ</b> (略)</p> <p><b>(2) 第三セクターの設立等</b></p> <p>出資等により第三セクターを設立する場合、又は既存の第三セクターに対して新たな出資等を行う場合は、次の点について所管局長があらかじめ十分な検討を行い、総務局長と調整の上、<u>推進本部に諮り、推進本部において次の点を検討する。</u></p> <p><b>ア～エ</b> (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>についての公平性及び透明性を確保する観点から、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）等の法的整理を視野に入れた検討を行うこと。</p> <hr/> <p>(ウ) <u>経営の悪化が深刻であり、将来の経営改善の可能性が見込めず、事業存続が困難であると判断した場合は、債権者等関係者との役割分担を明確にしつつ、事業の廃止を検討すること。</u></p> <hr/> <p>さらに、法人の清算については、その手続きについて責任分担の透明性の確保等の観点から、法的手続き（破産、特別清算）の活用を視野に入れ早急に対応方策を検討すること。</p> <p><b>ウ 推進本部における検討</b></p> <p>所管局長は、上記の取組の状況（経営の状況、改善措置の内容、指導の状況等を含む。）を総務局長に報告すること。総務局長は、必要に応じて、事業の存廃を含む法人のあり方等を検討するため、<u>幹事会及び推進本部に諮ること。</u></p> <p><b>エ～オ</b> (略)</p> <p><b>(2) 第三セクターの設立等</b></p> <p>出資等により第三セクターを設立する場合、又は既存の第三セクターに対して新たな出資等を行う場合は、次の点について所管局長があらかじめ十分な検討を行い、総務局長と調整の上、<u>幹事会及び推進本部に諮り、推進本部において次の点を検討する。</u></p> <p><b>ア～エ</b> (略)</p> <p>(3) (略)</p>

## 「第三セクター等指導調整指針の対象等とする法人」（別表）改正案

	指針の対象（適用）		必要に応じて、この指針を参考にし、事務を取り扱う。	
	県主導 第三セクター	自立した 第三セクター	その他の第三 セクター	県と密接に 関係する法人
2 適正で健全な法人運営に向けた取組	○	○	△(*1)	△(*2)
3 法人の今後のあり方を踏まえた見直し	○	△(*3)	△(*3)	×
4 「法人の自立化」「法人運営の効率化」に向けた取組等	○	×	×	×
(1) 「法人の自立化」「法人運営の効率化」に向けた取組				
(2) 自立した第三セクターに対する県の関わり等	×	○	×	×
5 「第三セクター以外の法人への移行等」「法人の廃止」に向けた取組	○	△(*3)	△(*3)	×
6 「法人の統合」「事業移管」に向けた取組	○	△(*3)	△(*3)	×
7 その他	○	<del>△(*1)</del>	<del>×</del>	×
(1) 経営悪化時の対応		○	△(*3)	
(2) 第三セクターの設立等		(法人設立の規定であるため、既設の法人には適用しない。)		
(3) 損失補償法人の取扱い	(指定損失補償法人に限り、適用する。)			

\*1 県との関わりの状況等を踏まえ、適宜、適用する。

\*2 県施策と連携を図る必要がある事業を執行する範囲に限る。

\*3 自立した第三セクターについては「必要性」の観点からのみ法人の今後のあり方の検討を行い、それを踏まえた見直しを進める。その他の第三セクターについては、県出資等の見直しをする際に参考とする。

## 4 神奈川県住宅供給公社の自立した第三セクターへの移行について

### (1) 概要

県が主体的に設立した第三セクターについては、環境の変化等を踏まえ、適宜、今後の法人のあり方等を見直すことを定めているが、県主導第三セクターである神奈川県住宅供給公社は、自立した第三セクターの認定要件を全て達成し、安定的な事業展開が可能であると判断できることから、令和4年度から自立した第三セクターに移行する。

(令和3年12月1日現在)

法人名	神奈川県住宅供給公社
設立の根拠	地方住宅供給公社法
設立年月日	昭和41年6月30日
所在地	横浜市中区日本大通33番地
代表者	理事長 浅羽 義里
資本金 (県出資等比率)	3,000万円 (1,500万円〈比率50.0%〉)
設立目的	住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅等を供給するなどして、都市の秩序ある発展に資する。

### (2) 自立化の認定要件

ア 県から支援なく継続的かつ安定的な事業展開が可能であること

- (ア) 県からの財政的支援及び人的支援、その他の支援がない。
- (イ) 経営改善計画等により今後も安定的な経営が可能と見込まれる。

イ 適正で健全な法人運営に向けた体制整備等が図られていること

- (ア) 内部統制が整備されており、責任の明確化が図られている。
- (イ) 財務事務等の諸規定が整備されており、その内容が適正なものとなっている。

### (3) 経過

- ・ 平成25年度より神奈川県住宅供給公社は経営計画を策定し、県の財政的支援を受け、経営改善の取組を開始した。
- ・ 平成26年度からは公社債の発行を開始し、以降、AA以上の格付を維持している。

- ・ 財政的支援等について、利子補給および損失補償は令和2年度で終了し、貸付金は令和2年度に全額繰上償還したことで、県からの支援は全て終了した。
- ・ 外部有識者から構成される県の第三セクター等改革推進部会で令和3年7月に審議し、今後の安定経営が見込まれるとの見解が出されている。
- ・ 令和3年11月に開催した行政改革推進本部において、神奈川県住宅供給公社の自立した第三セクターへの移行について審議し、了承された。

#### (4) 今後の予定

令和4年4月1日より、神奈川県住宅供給公社は自立した第三セクターへ移行する。

## 5 不動産取得税の課税誤りに伴う悉皆調査の結果について

### (1) 概要

#### ア 当初調査

- ・ 課税対象とならないマンション敷地の地上権や賃借権（以下「地上権等」）の取得に誤って課税していた。
- ・ 市町村から固定資産税の情報を入手し、県の課税データと突合した結果、127件、約958万円の課税誤りがあった。

（令和元年6月26日総務政策常任委員会報告）

#### イ 悉皆調査

- ・ その後、通常の課税事務の過程において、当初調査以外にも地上権等マンションがあることが判明した（1件、31,700円）。
- ・ 一部の市町村において、敷地に「所有権」と「地上権等」が混在するマンションは、「所有権」として整理されていたことが原因。
- ・ そのため、地方税法上、還付金の消滅時効にあたる過去5年間の課税内容を調査し、課税誤りの有無を確認するための悉皆調査（令和4年3月までを予定）を改めて行うこととした。

（令和元年12月9日総務政策常任委員会報告）

#### ウ 悉皆調査の方法

- ・ 過去5年間の土地の課税、約18万件の全ての不動産登記を確認するとともに、県税事務所においても通常の課税業務の過程において地上権等マンションの有無について調査を行った。
- ・ 調査の結果、敷地に地上権等が設定されていた場合は、平成16年度の課税まで遡って課税の有無を確認した。

### (2) 調査結果と対応

地上権等への課税誤りが新たに26件、1,102,300円が判明した。

そのうち、25件、1,031,700円については返還済、その他1件、70,600円については返還手続中。

### (3) 不動産登記の制度

- ・ マンションは、建物と土地が別々に登記される一戸建て等と異なり、法律により建物と敷地を分離して処分することが禁止されていることから、建物と敷地が一体で登記申請される。
- ・ このため敷地が「地上権」や「賃借権」の場合でも、登記申請書のタイトルには「所有権移転」と表示される。

#### (4) 誤りの原因

- ・ 県税事務所の職員は、法務局で「所有権」の移転があったものを課税資料として職員が手書きで書き写して収集している。
- ・ マンションの大部分は「所有権」で登記されているため、「地上権」又は「賃借権」の移転があった場合も、タイトルを見て「所有権」が移転したと思い込み、「敷地権の種類」が「地上権」や「賃借権」であることを見落とししていたことが原因である。

#### (5) 再発防止策

##### ア すでに講じている主な再発防止策

- ・ 手書きで資料収集する方法に加え、不動産の移転登記申請書を写真撮影することで、県税事務所での決裁時にもその写真を改めて確認するなどチェック体制の強化を図った。
- ・ 資料収集の際に使用する不動産取得税調査票に「敷地権の種類」欄を設け、法務局における資料収集時に「所有権」と「地上権等」をチェックすることで思い込みや見落とし防止を図った。

##### イ 今後講じる再発防止策

- ・ 令和4年1月から税務システムへ地上権等マンションの土地の地番を入力した場合、注意喚起メッセージを表示する。
- ・ 令和2年1月から法務局が、市町村へ提供する登記情報のデータ送信が可能になったことから、市町村からデータ提供を受け、課税事務に活用するためのシステム開発を行い、令和5年4月以降、データ提供が可能となった市町村から順次対応する予定。

## 6 神奈川県公共施設等総合管理計画の改訂（素案）について

### (1) 改訂の趣旨

国は、平成25年11月に、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化を図るため、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、平成26年4月に、地方公共団体等へ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定を要請した。

県は、この要請を受け、平成29年3月に「神奈川県公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定し、公共施設等の効率的な維持更新に取り組んできた。

総合管理計画は、策定から5年が経過し、その間施設毎に維持更新の具体的な対応方針を定めた個別施設計画を策定したことや、総務省から公共施設等総合管理計画への記載事項について新たな要請※があったことから、令和3年度に改訂する。

※ 令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について  
(令和3年1月総務省通知)

### (2) 主な改訂ポイント

改訂にあたり、総合管理計画の基本理念や目標については、施設の老朽化や社会情勢等を踏まえ検証したところ、現時点でも適正と判断されることから、今回は、以下の事項について改訂を行う。

#### ア 公共施設等の維持更新における脱炭素化の取組の明記

- 既存の「公共施設等の維持更新に関する基本的な考え方（共通事項）」及び「財源確保」の項目に、「脱炭素化」に取り組む旨を追記する。
- さらに、脱炭素社会の実現は、県としても率先して取り組むべき事項であることを踏まえ、新たに「公共施設等の脱炭素化の取組」について項目立ての上、明記する。

#### イ 維持更新費の見直し

- 維持更新費の推計期間を令和3年度からの30年間とする。
- 策定した個別施設計画に基づく維持更新費を反映する。

#### ウ 国（総務省）からの要請

##### (ア) ユニバーサルデザイン化に係る方針の追加

「維持更新に関する基本的な考え方（共通事項）」に公共施設等の維持更新におけるユニバーサルデザインの考え方を追加する。



(イ) PDCAサイクルに係る考え方の追加

総合管理計画の進捗管理を着実にを行うため、PDCAサイクルの考え方を追加する。

(ウ) 維持更新費の細分化

維持更新費の具体的な内容として「維持管理・修繕」「改修」「更新等」が示されたことから細分化する。

(エ) 施設類型に「地方独立行政法人が所有する施設」を追加

総合管理計画の対象となる類型に「地方独立行政法人」も含まれることが示されたことから施設類型に追加する。

(オ) その他

- 「公園施設」を「都市公園」と「自然公園」に区分する。
- 下水道事業施設は、令和2年4月から公営企業会計に移行したため、都市基盤施設から公営企業施設に区分する。
- 施設類型ごとの施設数など基礎データの時点を更新する。

(3) 維持更新費の縮減効果について

今回の改訂計画での30年間の維持更新費は、4兆4,625億円、年平均で1,488億円と見込んでいる。

これは個別施設計画に基づき、施設を適切に点検、調査し、施設の状態に合わせた修繕や更新など、長寿命化型の維持更新に取り組む場合の見込額である。

なお、不具合等が発生してから修繕等を行う従来型の維持更新では30年間で、6兆630億円、年平均で2,021億円の維持更新費が必要と見込まれることから、総合管理計画の縮減効果は30年間で1兆6,005億円、年平均533億円と見込まれる。

今後も個別施設計画の取組を進めるとともに、施設の適正配置など、より一層維持更新費の縮減に努める。

維持更新費の縮減効果（年平均）

（単位：億円）

施設類型	従来型	長寿命化型	縮減額
県有施設	898	609	289
都市基盤施設	366	286	80
公営企業施設	742	582	160
地方独立行政独立施設	15	11	4
計	2,021	1,488	533

(4) 今後の予定

令和3年12月 「総合管理計画の改訂（素案）」について県民意見募集を実施

令和4年2月 第1回県議会定例会 総務政策常任委員会へ「総合管理計画の改訂（案）」を報告

3月 「総合管理計画」の改訂